

(A)

臨時号
令和6年10月
2024年10月



広報 やわた

第50回衆議院議員
総選挙特集

ホームページ
https://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策企画部市長公室秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

10月27日(日)は衆議院議員総選挙

投票 午前7時～午後8時 開票 午後9時～ (男山中学校体育館)

みんなそろって投票しましょう

令和6年10月9日(水)の衆議院解散に伴い「衆議院議員総選挙」が10月15日(火)に公示され、10月27日(日)に投開票が行われます。

今回の選挙は小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。

当日は、午前7時～午後8時で、市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。



八幡市で投票ができる人

衆議院議員総選挙に本市で投票できる人は、右の①～③すべてに当てはまる人です。

- ①日本国民
- ②令和6年7月14日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
※現在は住民でなくても住民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります。
- ③平成18年10月28日以前に生まれた人

最近引っ越しをされた人の投票について

最近、住所を異動された人は、表の内容をご確認ください。

八幡市内で転居をした人	令和6年10月4日までに届出をした場合	新しい住所地の投票所で投票	
	令和6年10月5日以降に届出をした場合	転居前の住所地の投票所で投票	投票所入場券が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。
八幡市に転入をした人	令和6年7月14日までに届出をした場合	新しい住所地の投票所で投票	
	令和6年7月15日以降に届出をした場合	転入前の住所地の投票所で投票	前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があるため、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※上記以外に、短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をしていると今回の選挙に投票できない場合があります。該当される人は、早急に前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※転出された人でも転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、八幡市の選挙人名簿に登録されており、八幡市で投票することができる可能性があります。この場合「投票所入場券」に代え「お知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに、投票方法が記載されています。

投票区の一部見直しについて

八幡第四幼稚園が今年3月31日に廃園となったため、第20投票所を南山小学校に変更し、右の表のとおり、対象区域の見直しを行いました。該当される人には、9月末ごろに変更となった旨を文書にてお知らせしていますので、ご確認ください。



見直しを行った投票区域

投票区	対象区域		
	地区	旧	新
第12投票区	美濃山	地区全域	出島、出口、西ノ口、井ノ元、野神、宮ノ背(一部)、千原谷、宮道、中尾、一ノ谷、馬ヶ背、細谷、御幸谷、古寺、家ノ前、御毛通、荒坂、狐谷、大塚、御幸
	八幡	御幸谷(一部)	
	戸津	谷ノ口、奥谷	谷ノ口、奥谷
第15投票区	男山	石城、弓岡	松里(一部)、弓岡、吉井、石城
	八幡		中ノ山、福祿谷(一部)
第20投票区	男山	松里、吉井	
	美濃山		ヒル塚、幸水、宮ノ背(一部)
第21投票区	八幡	安居塚、長谷(一部)、中ノ山、備前、福祿谷(一部)、南山	安居塚、備前、南山、福祿谷(一部)、御幸谷(一部)
	男山	香呂、竹園(一部)	香呂、竹園(一部)、松里(一部)
	八幡		長谷(一部)、福祿谷(一部)

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635